

羽村市の特別支援教育を考える

## 「特別支援教育」ってなに？



たかし  
池田敬史校長

特別支援教育」とは、これまでの特殊教育（東京都では心身障害教育）に、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒一人ひとりに対して、適切な教育や指導を通して必要な支援を行う新しい教育体制のことを行います。

心身障害学級に在籍する児童・生徒の増加や、通常の学級に在籍するLD等の児童・生徒への教育的な対応が課題になっています。

これらの課題について、東京都立あきる野学園養護学校長池田敬<sub>たか</sub>史先生を招き、市内の教育関係者を対象に「特別な支援をあたりまえの支援」に各学校が行う特別支援教育

「」というテーマで講演をお願いしました。この講演会の様子を通して『特別支援教育の今』についてご紹介します。

このようなとき、授業の初めの何分

このようなとき、授業の初めの何分間は何をやつて、次は何をやるということが事前に伝えられていたら、発達障害のお子さんにとっては快適だと思います。例えば私たちが、旅行をする時、事前に計画を立て準備をし、添乗員が案内してくれると安心できることがあります。

障害のあるなしにかかわらず毎日の授業もこのように進めたら、すぐへぐスムーズになると思います。

## 心身障害児の教育

羽村市からも肢体不自由の児童・生徒4名が通っています。

特別支援教育の道のり

最近、小学校や中学校で45分間の

授業を聴いていることができない子が増えています。いわゆる生活指導上やしつけの問題ではなくて、発達障害があるために席を離れたり集中できずにおしゃべりをしてしまうのです。また、先生の言葉にことごとく反応して授業の妨げになるような場合もあります。

るようになりました。

この時、知的障害の学校は8校しかなく、羽村養護学校などはこの時期に設置されました。昭和52年に国の中の障害児がすべて学校に行けるようになりました。世界の中でこのようなシステムはほとんどありません。

アメリカの特殊教育は私立学校を中心進められていましたが、1975年に連邦法で、日本のような普通

支援教育を支える障害

普通教育の中で同じように学ぶ法律を制定しました。また、個別の教育計画を法律として作成することを義務付けました。特殊教育において日本は遅れていたわけではなく、もともとの発想がアメリカとは違っていたのです。

そして、1994年に世界中のすべての子どもたちは人種、性別、国籍、貧富の差や障害のあるなしにかかわらず、個々のニーズに応じた教育を受ける権利を有するというユネスコのラマンカ宣言が出され、日本の特別支援教育を後押ししました。これが今

の日本の特別支援教育の土台になっています。

平成12年に入り交通バリアフリ

ー法や建築物ハートビル法などの障害者にかかる法律が整備されました。

平成13年には障害者基本計画が閣議決定され、現在はこのプランに基づいて施策が進められています。平成14年には、特別

障害者基本法が改訂されました。者が基本法が改訂されました。

発達障害における認知の仕組み

発達障害のお子さんは、情報の処理の仕方、取り込み方が私たちとは違うようです。

この講演会では、皆さんに、私の声

とパワーポイントの映像と手元の文章の3つの情報が入ってきます。皆さんはこれらの情報を自分なりに上手に処理されています。しかし、発達障害のお子さんは複数の情報を同時に

教育と特殊教育という二分化はせず、

者基本法が改訂されました。

得意であったり、文章があればそれをじつと見たりします。

## 障害者基本法の理念

改訂障害者基本法の中に交流及び共同学習を積極的に進めるということが明記されています。これはとても大切な理念であり、特別支援教育に大きくかかわってきます。この障害者基本法に含まれる障害は、身体障害、知的障害、精神障害に限定されていて、それを補完するために発達障害者支援法が今年の4月に制定されました。

昨年度、東京都が通常の学級に通う児童・生徒を対象に調査を行った結果、教育上特別な支援を要すると考えられるお子さんが、小中学校に4.4%いることが分かりました。盲・ろう・養護学校に在籍している障害児は1.2%です。

これらの場面は、発達障害のお子さんにとっては全部が正しいのです。しかし、それは社会的に受け入れられません。「一つ一つの行為や知識が断片的に捉えられ、社会的なコミュニケーションにつな

りのが現状です。

## 授業の中や生活の場面で

軽度発達障害のあるお子さんのい

くつかの場面を紹介します。例えば体育の時間、跳び箱を運ぶ場面で「ちよつとそこ持つ」と声をかけるとただ跳び箱を持つている。先生に「お友達を叩いてはいけませんよ」と注意されたときに、「叩かない代わりにかみつく」。

先生が話しているときに友達から「ダメだよ」と注意をされると、「ダメって

言つた」と騒ぎ出す。だめと怒った時とだめだと優しく注意したときの区別がつきません。

これらの場面は、発達障害のお子さんにとっては全部が正しいのです。しかし、それは社会的に受け入れられません。「一つ一つの行為や知識が断片的に捉えられ、社会的なコミュニケーションにつな



がらないことが特徴です。

周りから友達がないことを言われ、自分が友達を欲しいわけではないのに、サッカー部に入り行動したりします。

また、彼らの認知は映像で入るので、辞書の1ページが映像として記憶されるので勉強は苦にならず、ペーパーテストはダントツに素晴らしい。成人の男性が「今日は仕事が終わったからメシでも食いに行こう」と誘われたときに、みんながお酒を注文すると「今日は飯を行こうと言わされたから僕は定食にします」などといふことが起きるのです。

【その3】  
いいことを探していい子に育てる方法

東京都内の教育相談機関の昨年のデータでは、相談件数の第1位は不登校で第2位は発達障害です。発達障害のお子さんがいる家庭での母親のイライラ感を減少させるために、国立の研究機関で家庭で行なうアレントトレーニングを開発しました。これらの研究をもとに、昨年、小学校

の先生方が学級の中で発達障害のお

子さんに対応することをプロジェクト研究として取り組んでみました。

結論を言うと、非常に難しかったです。

ほめるような場面でも、他の子どもから「○○ちゃんだけずるい」と声があがりました。学級の中で「対」と同じ対応では不公平感が生じてしまうのです。

そこであまり難しい方法を提供しても特別支援教育が広がらないので私なりに考えた方法をお話しいたします。

## 特別支援教育を 進めるために

学校に必要なことは、やさしい環境

です。子どもたちを知り、認めること

が苦労している保護者をねぎらうこと

。養護学校の保護者の方でも、わが子の障害を受容するには何年もかかることがあります。

生活指導のように決まりだから守りなさい。逸脱はすべて許されないというような固定化した考え方では、個々のニーズに応えることはできません。

したがって、通常の学級に通う発達障害のある子の保護者にとっては、これらの障害を受け止めることが非常

に連れて行くなどして環境を変えてみてください。その方が本人にとつても楽なのです。

【その4】  
2択3択方式

2、3の行動を挙げて、本人に選ばせる方式をとるのです。指示されたことではなく自分で選択したことだから従うのです。

パニックを起こしている子どもには、「穏やかに近づいて静かに」これがコツです。教師がこの姿勢を貫くことが子どもにとって楽なのです。

「良い子にしてなさい」とか、「ちゃんとしなさい」などという指示は発達障害のお子さんには理解できません。

「話すことをやめましょう」とか、「きちんと席についていましょう」などのように相手に理解できる具体的な言葉で話すことが大切なのです。個別の指導ができる部屋を用意することも大切です。そこでストレスを発散させることができます。

に難しいものです。

子どもにどんな障害があり、何ができるかができないのか、専門家が立ちをして伝え合うことは大切です。言葉で優しく伝え合う環境をつくること、聴くこと、うなづくこと、話すこと。これが教育相談の基本です。

それでもやめないときは別の部屋